

京都市告示第326号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年8月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
桃山経70号 線	伏見区桃山筒井伊賀東町89番地地先から	旧	メートル 11.10	メートル 6.50 ~ 7.00
	同区桃山福島太夫西町28番地地先まで	新	11.10	8.00

(建設局土木管理部道路明示課)